

特別抗告申立に当たってのコメント

2017年7月20日

大飯原発福井訴訟弁護団 団長 島田 広

当弁護団は、大飯原発福井訴訟控訴審を担当する内藤正之裁判官以下3人の裁判官の忌避申立を却下した、名古屋高等裁判所金沢支部平成29年7月13日付け決定（同月15日送達）を不服とし、その憲法違反を理由として、本日、最高裁判所に特別抗告を行いました。

島崎証言によって基準地震動の過小評価が明らかとなり、一審被告関西電力による大飯原発の安全性に関する主張が根底から崩れかけた状況において、一審被告ら住民側が行った島崎証言を裏付ける重要な科学者証人の証人申請等を軒並み却下し、追加の立証を許さなかった控訴審裁判官らの訴訟指揮は、公正であるべき裁判所が窮地に立たされた関西電力に助け船を出すに等しく、住民らの「公正な裁判を受ける権利」（憲法第32条）を侵害するものです。

こうした著しく不公正な訴訟指揮を放置し、忌避を認めなかった忌避審決定もまた、住民らの「公正な裁判を受ける権利」を侵害するといわざるを得ません。

国民の基本的人権を守るべき裁判所自身が、国民の裁判を受ける権利を侵害する等ということは、絶対に許せません。本特別抗告は、裁判所が不公正な裁判のあり方を改める最後のチャンスです。全力で闘いたいと思いますので、御支援のほど、どうかよろしく願いいたします。

以上